

## ≫ Q & A よくあるご質問

Q1	標識の大きさは標準デザインに表示されている寸法にしなければならないのですか？	A1	標準デザインは標準的な標識を描いています。設置される現地に状況に合わせて寸法は設置者が決めてください。ただし、公園全体での統一を図るために、デザインが大きく異なるものにならないようにしてください。
Q2	文字の大きさは標準デザインに表示されている大きさにしなければならないのですか？	A2	標準デザインは標準的な標識を描いています。設置される現地の状況に合わせて文字の大きさは設置者が決めてください。ただし、公園全体での統一を図るために、デザインが大きく異なるものにならないようにしてください。
Q3	標準デザイン(A～C)の標識は木材を使っているようですが、木材でなければならないのですか？	A3	標識本体の材料は、木材を基本としますが、現地の状況により木材では問題がある場合は、石材、鋼材、樹脂製等も使用できます。なお、表示板は、木材、アルミニウム、ステンレス等の金属又は樹脂製を使用できます。
Q4	標識の形状は、標準デザインに示されているA～Dの4種類のみですか？	A4	公園全体で統一を図るために、標識の形状はA～Dの4種類としていますので、このなかから現地の状況にあわせて選択してください。なお、支柱の形状を変更することは認められますが、表示板の形状は変更しないでください。
Q5	標識の地下部の構造は決まっているのですか？	A5	決っていません。現地の状況に合わせて設置者が決めてください。
Q6	標準デザイン(A及びB)では支柱の頂部に黄色のキャップがついていますが、必ず付けなければならないのですか？	A6	基準では支柱の頂部に黄緑色(DIC60に準じた色彩)のアイキャッチを表示することになっています。標準デザインでは市販されているキャップを描きましたが、必ずしもキャップである必要はありません。支柱頂部を塗装することも可です。また、支柱の形状・材料によってアイキャッチの表示が困難な場合や現地の状況から必要ないと判断される場合は、支柱頂部のアイキャッチは省略することができます。

Q7	アイキャッチの位置や大きさを変えることはできますか？	A7	現地に状況に合わせて標識の寸法や形状は変更可能ですので、アイキャッチの大きさも変更可能です。ただし、公園全体での統一を図るため、デザインが大きく異なるものにならないようにしてください。
Q8	標識の設置費用を寄付していただいた企業のロゴマークを表示することはできますか？	A8	設置費用負担者のロゴマーク、会社名等を表示することは可能です。商品名は表示できませんが、会社名の代わりにブランド名等を表示することも可能です。詳しくは基準の5.3)※6をご確認ください。
Q9	行き先(目的地)までの所要時間(コースタイム)を表示してもいいですか？	A9	登山の場合は行き先までの移動にかかる時間は個人差が大きく、トラブルの原因になり得ますので表示しないでください。
Q10	今設置されている標識も基準に合うように新しく建て替えずにはならないのですか？	A10	既に設置されている標識をすぐに基準に合わせて建て替える必要はありません。しかし、公園全体での統一を図るため、基準に沿ったものに改修や更新されることが望ましいと考えています。
Q11	基準の見直しや変更はどのように行われますか？	A11	妙高戸隠連山国立公園登山道標識デザイン統一化検討会の意見を踏まえ、信越自然環境事務所で行います。
Q12	基準に沿った標識なら、設置にあたり自然公園法の許可申請等は不要ですか？	A12	基準に沿った標識であっても自然公園法の手続きは必要です。設置者や設置場所によって手続きが異なりますので、詳しくは自然保護官事務所等にお問い合わせください。

※本文において「基準」とは「妙高戸隠連山国立公園登山道標識統一デザイン基準」を指します。

※本文において「標準デザイン」とは「妙高戸隠連山国立公園登山道標識統一デザイン基準」に添付の「標準デザイン」を指します。

妙高戸隠連山国立公園  
サイン統一デザイン基準  
令和●年●月発行



- ≫ 信越自然環境事務所  
〒380-0846 長野県長野市旭町 1108  
長野第一合同庁舎  
Tel: 026-231-6572 Fax: 026-235-1226
- ≫ 妙高高原自然保護官事務所  
〒949-2112 新潟県妙高市大字関川 2279-2  
Tel: 0255-86-2441 Fax: 0255-86-2464
- ≫ 戸隠自然保護官事務所  
〒381-4102 長野県長野市戸隠豊岡 9794-167  
Tel: 026-254-3060 Fax: 026-254-3089

リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【A ランク】のみを用いて作成しています。